

道路交通法の一部を改正する法律 (概要) について

政府目標 :24年までに交通事故死者数を5,000人以下に

第8次交通安全基本計画 :22年までに交通事故死者数を5,500人以下、交通事故死傷者数を100万人以下に

悪質・危険運転者対策

<一部を除き、公布から3月以内に施行>

- 飲酒運転に対する制裁の強化
- ・ 飲酒運転に対する罰則引上げ (酒酔い : 5年以下の懲役又は100万円以下の罰金等)
- ・ 飲酒検知拒否罪に対する罰則引上げ (3月以下の懲役又は50万円以下の罰金)
- ・ 免許の欠格期間の延長 (上限を10年)
公布から2年以内に施行

- 飲酒運転の周辺者に対する制裁の強化
- ・ 飲酒運転の幫助罪として処罰されている車両又は酒類の提供行為の厳罰化
- ・ 飲酒運転をする車両への要求・依頼しての同乗行為の禁止

救護義務違反(いわゆる「ひき逃げ」)に対する罰則引上げ (10年以下の懲役又は100万円以下の罰金)

運転免許証提示義務の見直し

自転車利用者対策

<公布から1年以内に施行>

普通自転車が歩道通行できる要件の明確化

地域交通安全活動推進委員の活動内容の見直しによる街頭活動の活性化

児童・幼児の自転車乗用時における乗車用ヘルメット着用努力義務の導入

その他所要の規定の整備

高齢運転者対策等

<公布から2年以内に施行>

75歳以上の高齢運転者の免許証更新時における認知機能検査の導入

- * 検査結果に基づいた高齢者講習を実施
- * 検査結果等が一定の基準に該当する場合には臨時適性検査を実施

高齢者講習を受講することができる期間を更新期間満了日の6月前に延長

〔現在、高齢者講習は70歳以上の運転者が免許証更新時に受講しなければならないこととされている〕

<公布から1年以内に施行>

75歳以上の高齢運転者の自動車運転時に高齢運転者標識の表示義務付け

聴覚障害者の自動車運転時に聴覚障害者標識の表示義務付け

被害軽減対策

<公布から1年以内に施行>

後部座席シートベルトの着用義務付け

1 悪質・危険運転者対策の推進

現状

後を絶たない飲酒運転事故

平成18年中の飲酒運転による交通事故発生件数 :11,625件
(うち死亡事故件数611件)

ひき逃げ事件発生件数の増加

平成18年中のひき逃げ事件発生件数 :18,366件
(うち死亡事故件数233件)

飲酒運転の根絶は社会的要請



対策

飲酒運転に対する制裁の強化

- ・ 飲酒運転に対する罰則引上げ (5年以下の懲役等)
- ・ 免許の欠格期間の延長 (上限を5年 10年に)
- ・ 飲酒検知拒否罪に対する罰則引上げ (3月以下の懲役等)

飲酒運転の周辺者に対する制裁の強化

- ・ 「車両の提供」、 「酒類の提供」、 「一定の同乗行為」の禁止・厳罰化 (5年以下又は3年以下の懲役等)

救護義務違反 (いわゆる「ひき逃げ」)に対する罰則引上げ (10年以下の懲役等)

運転免許証提示義務の見直し

飲酒運転に係る罰則の改正

運転者本人に対する罰則

(酒酔い運転)

3年以下の懲役又は50万円以下の罰金

5年以下の懲役又は100万円以下の罰金

(酒気帯び運転)

1年以下の懲役又は30万円以下の罰金

3年以下の懲役又は50万円以下の罰金

運転者の周辺者に対する罰則 (教唆犯の場合は運転者本人に同じ)

・車両提供

(運転者が酒酔い運転)

1年6月以下の懲役又は25万円以下の罰金

5年以下の懲役又は100万円以下の罰金

(運転者が酒気帯び運転)

6月以下の懲役又は15万円以下の罰金

3年以下の懲役又は50万円以下の罰金

・酒類提供

(運転者が酒酔い運転)

1年6月以下の懲役又は25万円以下の罰金

3年以下の懲役又は50万円以下の罰金

(運転者が酒気帯び運転)

6月以下の懲役又は15万円以下の罰金

2年以下の懲役又は30万円以下の罰金

・要求・依頼しての同乗

(運転者が酒酔い運転)

1年6月以下の懲役又は25万円以下の罰金

3年以下の懲役又は50万円以下の罰金

(運転者が酒気帯び運転)

6月以下の懲役又は15万円以下の罰金

2年以下の懲役又は30万円以下の罰金

救護義務違反

5年以下の懲役又は50万円以下の罰金

10年以下の懲役又は100万円以下の罰金

飲酒検知拒否

30万円以下の罰金

3月以下の懲役又は50万円以下の罰金

2 高齢運転者対策等の推進

現状

75歳以上の高齢免許保有者数の増加
免許保有者数 約258万人 (H18) …10年前の約2.8倍

75歳以上の運転者の高い死亡事故発生率
75歳以上の第1当死亡事故件数は74歳以下の約2.3倍 (H17 :約2.7倍)

高齢運転者標識の表示促進の必要性
75歳以上の高齢運転者標識表示率 35.3% (アンケート調査結果)

聴覚障害者の免許取得に対するニーズ



対策

75歳以上の高齢運転者の免許証更新時における
認知機能検査の導入

検査結果に基づいた高齢者講習の実施により、安全運転を支援
検査の結果、認知症の疑いがある場合には、臨時適性検査を実施

75歳以上の高齢運転者の自動車運転時に高齢
運転者標識の表示義務付け

高齢者講習を受講することができる期間を更新期
間満了日の6月前に延長

聴覚障害者に関する規定の整備

- ・ワイドミラーの装着等を条件として普通自動車免許を付与
- ・自動車運転時に聴覚障害者標識の表示義務付け

3 自転車利用者対策の推進

現状

- ・ 多様な利用者層が多様な用途で利用
- ・ 自転車の専用通行空間の整備が不十分

自転車の関連する事故の増加

H8 :139,725件 H18 :174,262件 (1.2倍)

自転車の無秩序な通行実態 (自由な歩道通行)



対策

自転車の交通秩序回復のための総合対策を推進

- ・ 自転車利用者のルール遵守の徹底
- ・ 自転車の通行環境整備

車道通行の原則を維持しつつ、普通自転車が例外的に歩道通行できる要件等を明確化

歩行者の安全を確保するための自転車に対する警察官の指示処分を規定

地域交通安全活動推進委員の活動内容の見直しによる街頭活動の活性化

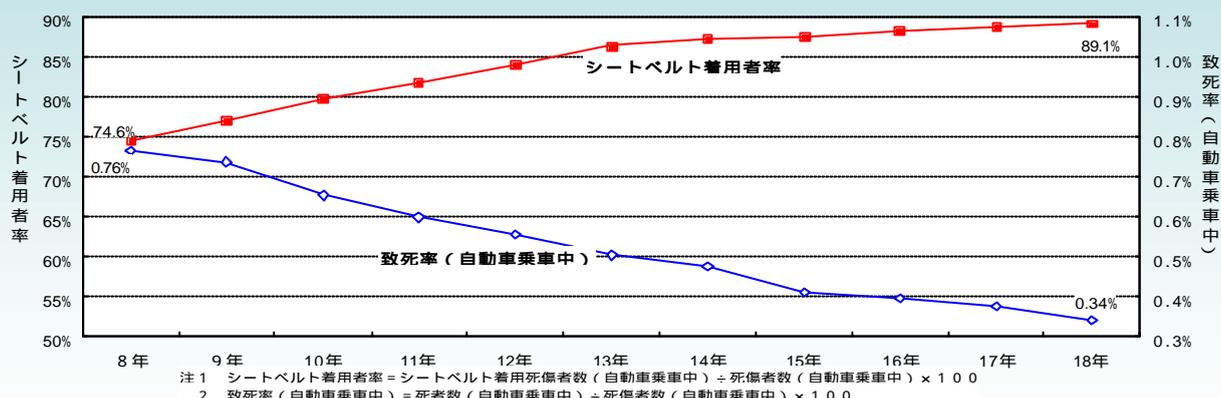
児童・幼児の自転車乗用時における乗車用ヘルメット着用努力義務の導入

4 被害軽減対策の推進

現状

シートベルトの被害軽減効果

シートベルト着用率及び致死率（自動車乗車中）の推移（各年12月末）



後部座席シートベルトの被害軽減効果

- ・ 非着用者の致死率は、着用者の致死率の約4倍
- ・ 非着用の場合、後部座席同乗者が前席乗員に衝突するなどして前席乗員が頭部に重傷を負う確率が増大（着用の場合の約51倍）

低調な後部座席シートベルト着用率

	後部座席	運転席	助手席
一般道路	7.5%	93.8%	83.4%
高速道路	12.7%	98.2%	93.0%

（平成18年10月調査）

諸外国（先進国）の多くでは、既に後部座席同乗者についてシートベルトの着用義務



対策

後部座席シートベルトの着用義務付け

当面、高速道路での違反のみ、運転者に行政処分点数を付す予定

5 その他所要の規定の整備

新駐車対策法制の施行状況を踏まえた駐車関係規定の見直し

- ・ 指定車両移動保管機関制度を廃止し、レッカー移動関係事務の委託に関する規定を整備
- ・ パーキング・チケット発給設備をパーキング・メーターと選択的に設置できるように規定を見直し 等

安全運転管理者制度の対象の拡大

- ・ 総排気量が250ccを超える自動二輪車を使用する貨物軽自動車運送事業者（いわゆるバイク便）を安全運転管理者制度の対象として追加

外国運転免許制度の適用の拡大

- ・ 外国運転免許制度の対象に台湾等の地域の権限のある機関が発給する運転免許証を追加することができるよう規定を整備